

○ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融農林水産省告示第二号）

改 正 案	現 行
<p>（ボラティリティ調整率の適用除外）</p> <p>第七十六条 標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>	<p>（ボラティリティ調整率の適用除外）</p> <p>第七十六条 標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設立された厚生年金基金及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>

○ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第三号）

改正案	現行
<p>（ボラティリティ調整率の適用除外）</p> <p>第七十六条 標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>	<p>（ボラティリティ調整率の適用除外）</p> <p>第七十六条 標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設立された厚生年金基金及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>

○ 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農金融融水産省庁告示第四号）

改正案	現行
<p>（ボラティリティ調整率の適用除外）</p> <p>第七十八条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十八条又は第八十一条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>	<p>（ボラティリティ調整率の適用除外）</p> <p>第七十八条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十八条又は第八十一条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設立された厚生年金基金及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>